新

※変更があるページのみ抜粋しています。（ページ番号は、変更前のページ番号と同一です。）
※新旧対照表について、変更点は下線部で示した赤字箇所を修正しています。

# 第２期　小牧市
# 子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和2年3月

（令和5年3月改訂）

愛知県　小牧市

旧

資料３

# 第２期　小牧市
# 子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和2年3月

愛知県　小牧市

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 市内産業見学会<br>開催事業 | 子どもたちに市内の特色ある企業や産業を知ってもらうことで、小牧市の特色を知り、地元への愛着を形成するとともに、将来の夢を育むきっかけづくりを行います。 | こども政策課 |
| 3 | 夢にチャレンジ<br>助成金支給事業 | 子どもが自分の夢をカタチにする仕組みをつくり、子どもの夢の実現を応援するため、市内在住、在学の満15歳以上満25歳以下の高校生、大学生、社会人等を対象に助成金を支給します。また、将来助成金を利用してもらう契機とするため、中学生が自分の夢を自ら考え、その夢を発表する夢にチャレンジ発表会を開催します。 | こども政策課 |
| 4 | 児童館の英語事業 | 児童館☆で子どもたちが英語に親しむプログラムに参加することにより、創造性、豊かな心、意思決定力など将来の可能性を広げる力を自然に身につけられるきっかけづくりを行います。 | 多世代交流プラザ |
| 5 | 学習支援事業<br>駒来塾 | 経済的理由により学習塾に通えない、家庭環境により家で学習する機会がないなど、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に教員ＯＢや教員を志望する大学生など地域の協力を得て、一定レベルの学力が定着できるように学習支援活動を行います。 | こども政策課 |

※「多世代交流プラザ」は、令和２年１２月までは「多世代交流プラザ準備室」です。

旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 市内産業見学会<br>開催事業 | 子どもたちに市内の特色ある企業や産業を知ってもらうことで、小牧市の特色を知り、地元への愛着を形成するとともに、将来の夢を育むきっかけづくりを行います。 | こども政策課 |
| 3 | 夢にチャレンジ<br>助成金支給事業 | 子どもが自分の夢をカタチにする仕組みをつくり、子どもの夢の実現を応援するため、高校生・大学生向けの助成金を支給します。 | こども政策課 |
| 4 | 児童館の英語事業 | 児童館☆で子どもたちが英語に親しむプログラムに参加することにより、創造性、豊かな心、意思決定力など将来の可能性を広げる力を自然に身につけられるきっかけづくりを行います。 | 多世代交流プラザ |
| 5 | 学習支援事業<br>駒来塾 | 経済的理由により学習塾に通えない、家庭環境により家で学習する機会がないなど、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に教員ＯＢや教員を志望する大学生など地域の協力を得て、一定レベルの学力が定着できるように学習支援活動を行います。 | こども政策課 |

※「多世代交流プラザ」は、令和２年８月までは「多世代交流プラザ準備室」です。

新

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域子育て支援拠点事業 | 親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう支援します。子育て支援の拠点として、妊娠期から子育て期までの包括的なサポートを行う子育て世代包括支援センター☆や、児童館☆の子育て支援室において、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。 | 子育て世代包括支援センター<br>多世代交流プラザ |
| 2 | 児童館事業 | 児童館で行う各種イベント、講座の充実を図るとともに、それらの行事を活用するなどして子どもを中心とした地域住民交流の拠点とします。また、子どもたちには居心地のよい場を提供し、地域の大人が子どもを見守る仕組みをつくります。 | 多世代交流プラザ |
| 3 新 | こまきこども未来館の充実 | こまきこども未来館は、学校や家庭では体験できない講座など、子ども達にこれからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供する、本市の中央児童館としての充実を図ります。 | 多世代交流プラザ |
| 4 | 父母クラブの育成 | 児童館等を拠点として、子どもが地域で健全に育つためのボランティア活動を実施している父母クラブを育成・支援します。 | 多世代交流プラザ |
| 5 | 地域活動の支援 | 地域協議会、地域の子ども会の活動を支援します。 | 多世代交流プラザ<br>支え合い協働推進課 |
| 6 | 幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業 | 老人福祉施設訪問や行事を通した異世代交流を行うなど、地域住民との交流を図り、開かれた幼稚園・保育園・認定こども園を目指します。 | 幼児教育・保育課 |
| 7 | 園庭開放 | 幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を開放し、入園前の子どもたちが同じくらいの年齢の友達と遊んだり、保護者同士で情報交換したり、子育ての悩みを相談できる場を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 8 | 地域３あい事業☆ | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地区の会館を利用して地域の大人と子どもが交流する事業を実施します。 | 文化・スポーツ課 |
| 9 | 学校地域コーディネーター派遣事業 | 各学校への学校地域コーディネーター☆の派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童・生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・学校・地域の連携を促進します。 | こども政策課 |
| 10 | 赤ちゃんの駅☆事業 | 子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる施設の増加を目指します。 | こども政策課 |
| 11 新 | 子育て世代包括支援センター事業 | 児童福祉法等の一部改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整、必要となる支援体制の整備を図っていきます。 | 子育て世代包括支援センター |



旧

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域子育て支援拠点事業 | 親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いの中で不安感を緩和しながら子育てができるよう支援します。子育て支援の拠点として、妊娠期から子育て期までの包括的なサポートを行う子育て世代包括支援センター☆や、児童館☆の子育て支援室において、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供します。 | 子育て世代包括支援センター<br>多世代交流プラザ |
| 2 | 児童館事業 | 児童館で行う各種イベント、講座の充実を図るとともに、それらの行事を活用するなどして子どもを中心とした地域住民交流の拠点とします。また、子どもたちには居心地のよい場を提供し、地域の大人が子どもを見守る仕組みをつくります。 | 多世代交流プラザ |
| 3 新 | こまきこども未来館の整備 | こまきこども未来館の整備を進め、中央児童館として機能の拡大・充実を図ります。 | 多世代交流プラザ |
| 4 | 父母クラブの育成 | 児童館等を拠点として、子どもが地域で健全に育つためのボランティア活動を実施している父母クラブを育成・支援します。 | 多世代交流プラザ |
| 5 | 地域活動の支援 | 地域協議会、小牧市子ども会連絡協議会及び地域の子ども会の活動を支援します。 | 多世代交流プラザ<br>支え合い協働推進課 |
| 6 | 幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業 | 老人福祉施設訪問や行事を通した異世代交流を行うなど、地域住民との交流を図り、開かれた幼稚園・保育園・認定こども園を目指します。 | 幼児教育・保育課 |
| 7 | 園庭開放 | 幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を開放し、入園前の子どもたちが同じくらいの年齢の友達と遊んだり、保護者同士で情報交換したり、子育ての悩みを相談できる場を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 8 | 地域３あい事業☆ | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地区の会館を利用して地域の大人と子どもが交流する事業を実施します。 | 文化・スポーツ課 |
| 9 | 学校地域コーディネーター派遣事業 | 各学校への学校地域コーディネーター☆の派遣により、学校支援ボランティアの活動支援、児童・生徒の地域活動への参加を促進することで、家庭・学校・地域の連携を促進します。 | こども政策課 |
| 10 | 赤ちゃんの駅☆事業 | 子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる施設の増加を目指します。 | こども政策課 |

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 放課後子ども教室 | すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。 | こども政策課 |
| 3 充実 | 小牧市版放課後子ども総合プラン | 小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、すべての小学生が、小牧市版放課後子ども総合プランの活動プログラムに参加できる仕組みづくりを推進します。導入検討委員会及び運営委員会において運営面での具体的な検討を重ね、全ての小学校での実施を目指します。 | こども政策課 |
| 4 | 子どもの体験活動の推進 | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、ボランティアや地域の協力を得て、自然体験活動、ジュニアセミナーを実施します。 | こども政策課 |
| 5 新 | こども食堂の推進 | こども食堂の開設や運営の相談に応じて、関係部署との連携を図り、助言・支援へつなげます。 | こども政策課 |

旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 放課後子ども教室 | すべての小学生を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を小学校の特別教室などに設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。 | こども政策課 |
| 3 充実 | 小牧市版放課後子ども総合プラン | 小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、すべての小学生が、小牧市版放課後子ども総合プランの活動プログラムに参加できる仕組みづくりを推進します。導入検討委員会を設置し、運営面での具体的な検討を重ね、モデル事業を実施しながら小牧市版放課後子ども総合プランの導入に向けた制度設計を進めます。 | こども政策課 |
| 4 | 子どもの体験活動の推進 | 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、ボランティアや地域の協力を得て、自然体験活動、ジュニアセミナーを実施します。 | こども政策課 |
| 5 新 | こども食堂の推進 | こども食堂の開設や運営の相談に応じて、関係部署との連携を図り、助言・支援へつなげます。 | こども政策課 |

新

**■小牧市版放課後子ども総合プランについて**

（ｉ）「小牧市版放課後子ども総合プラン」の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学生が多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を推進する「一体型の放課後子ども総合プラン」の環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

現状と課題

○放課後子ども教室は、様々な体験、スポーツ・文化活動等が行われており、地域の理解と努力により子どもの居場所が適切に確保されています。
○一部では放課後子ども教室の実施プログラムに放課後児童クラブの子どもが参加しており、一体型の放課後子ども総合プランを実施するための基礎的な環境が確保されています。
○放課後子ども教室の活動実施のための企画や準備にかかる労力が大きいことが課題となっています。今後放課後子ども総合プランを実施するためには、効率的な活動実施体制の整備や、ボランティア・外部講師などを十分に確保する必要があります。
○放課後児童クラブが狭隘化しているため、実施場所を確保する必要があります。

施策の方向性

○事業実施にかかる諸課題を解決するため、先行して令和３年度に２か所でモデル事業を行い、その評価・検証を基に全校実施を目指します。
○目標事業量の達成に向けて、従事者や学校、保護者などの関係者の負担を過度に増大させるようなことがないように配慮しながら、事業の拡大に努めます。
○児童館☆などが実施している講座を取り入れ、より一層有意義な育成支援に努めます。

確保の内容（提供体制）

**■小牧市版放課後子ども総合プランの目標事業量**　単位（か所）

| | | 現状（令和元年度） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標事業量 | | 0 | 0 | 2 | 6 | 12 | 16 |
| | 内 一体・連携型 | 0 | 0 | 2 | 6 | 12 | 16 |

※令和２年度に小牧市版放課後子ども総合プランとして２か所モデル事業の制度設計を行い、令和３年度にモデル事業を実施しました。



旧

**■小牧市版放課後子ども総合プランについて**

（ｉ）「小牧市版放課後子ども総合プラン」の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学生が多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を推進する「一体型の放課後子ども総合プラン」の環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

現状と課題

○放課後子ども教室は、様々な体験、スポーツ・文化活動等が行われており、地域の理解と努力により子どもの居場所が適切に確保されています。
○一部では放課後子ども教室の実施プログラムに放課後児童クラブの子どもが参加しており、一体型の放課後子ども総合プランを実施するための基礎的な環境が確保されています。
○放課後子ども教室の活動実施のための企画や準備にかかる労力が大きいことが課題となっています。今後放課後子ども総合プランを実施するためには、効率的な活動実施体制の整備や、ボランティア・外部講師などを十分に確保する必要があります。
○放課後児童クラブが狭隘化しているため、実施場所を確保する必要があります。

施策の方向性

○事業実施にかかる諸課題を解決するため、先行して数か所でモデル事業を行い、実践・評価・検証を行います。
○目標事業量の達成に向けて、従事者や学校、保護者などの関係者の負担を過度に増大させるようなことがないように配慮しながら、事業の拡大に努めます。
○児童館☆などが実施している講座を取り入れ、より一層有意義な育成支援に努めます。

確保の内容（提供体制）

**■小牧市版放課後子ども総合プランの目標事業量**　単位（か所）

| | | 現状（令和元年度） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標事業量 | | 0 | 0 | 2 | － | － | － |
| | 内 一体・連携型 | 0 | 0 | 2 | － | － | － |

※令和２年度に小牧市版放課後子ども総合プランとして２か所モデル事業の制度設計を行い、令和３年度にモデル事業を実施、令和４年度以降の事業量はモデル事業の検証結果を踏まえて検討をしていきます。

新

# 基本目標２　子育て家庭を支援します

## 施策１　子育てと仕事の両立支援の充実

現状と課題

〇近年、女性の社会進出が進んでおり、少子高齢化を踏まえた今後の日本経済の維持・発展のためにも、一層の女性の能力の活用を推進していく必要があります。子育てと仕事を両立するためには、安心して子どもを預けることができる保育サービスの充実が不可欠となっています。また、近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化してきているため、利用者の視点にたったきめ細やかなサービス提供が求められています。

〇本市でも女性の労働力率☆は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇していますが、未婚・既婚間では結婚・出産期にあたる年代で労働力率に大きく差が出ており、結婚・出産による女性の離職について依然として課題が残っていることが分かります。

**市民からのおたより**

- 男性が育児、家事をするのがあたりまえの教育をしてほしい（子どもも本人も）小牧が日本一子育てしやすい市になってほしい、目指してほしい。〈アンケート〉
- 一時預かりはとても助かるのでもっと広まってほしい。〈こまき子育て Café〉
- 男性も能動的に子育ての活動に参加するようになってきた。子育ては女性だけが頑張るものではないという認識が浸透してきている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

保育ニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種保育サービスの充実を図り子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 子育てについての援助を受けたい人、支援ができる人が会員となり、相互に子育てについての援助活動を行います。今後、援助会員数を増やすため説明会や講習会を実施し、会員登録できる機会を増やすとともに、会員確保の手段や運営方法について調査し、改善に努めます。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 | 一般型<br>一時預かり事業（一時保育） | 保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で預かります。 | 幼児教育・保育課 |



旧

# 基本目標２　子育て家庭を支援します

## 施策１　子育てと仕事の両立支援の充実

現状と課題

〇近年、女性の社会進出が進んでおり、少子高齢化を踏まえた今後の日本経済の維持・発展のためにも、一層の女性の能力の活用を推進していく必要があります。子育てと仕事を両立するためには、安心して子どもを預けることができる保育サービスの充実が不可欠となっています。また、近年は就労形態の多様化により、保育ニーズも多様化してきているため、利用者の視点にたったきめ細やかなサービス提供が求められています。

〇本市でも女性の労働力率☆は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇していますが、未婚・既婚間では結婚・出産期にあたる年代で労働力率に大きく差が出ており、結婚・出産による女性の離職について依然として課題が残っていることが分かります。

**市民からのおたより**

- 男性が育児、家事をするのがあたりまえの教育をしてほしい（子どもも本人も）小牧が日本一子育てしやすい市になってほしい、目指してほしい。〈アンケート〉
- 一時預かりはとても助かるのでもっと広まってほしい。〈こまき子育て Café〉
- 男性も能動的に子育ての活動に参加するようになってきた。子育ては女性だけが頑張るものではないという認識が浸透してきている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

保育ニーズの増加や変化に対応していくとともに、保護者の生活実態や意向を十分踏まえながら、各種保育サービスの充実を図り子育てと仕事の両立支援の充実に努めます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 子育てについての援助を受けたい人、支援ができる人が会員となり、相互に子育てについての援助活動を行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 | 一般型<br>一時預かり事業（一時保育） | 保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で預かります。 | 幼児教育・保育課 |

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3 | 幼稚園型<br>一時預かり事業<br>（預かり保育） | 幼稚園、認定こども園（１号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かります。 | 幼児教育・保育課 |
| 4<br>充実 | 子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業の拡充 | 保護者の外出や育児に伴う負担などの理由で、家庭で育児をすることができない場合に、生後６か月から就学前の子どもを対象に実施する一時預かり事業について、子育て世代包括支援センター☆に加え、東部地区の大城児童館で実施するとともに、ニーズに合わせた拡充を検討します。 | 子育て世代包括支援センター<br>多世代交流プラザ |
| 5 | 子育て短期支援事業<br>（ショートステイ） | 保護者が病気などの理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 6 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 小学生児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。また、施設の老朽化、狭隘化に対する整備や改築、支援員の処遇改善による人員不足の改善等に努めます。 | こども政策課 |
| 7 | 病児・病後児保育事業 | 子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かります。また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行います。 | 幼児教育・保育課 |

※放課後児童クラブに関連する「小牧市版放課後子ども総合プラン」については 39P へ

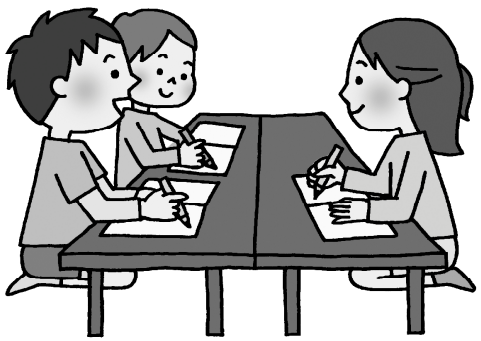



旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3 | 幼稚園型<br>一時預かり事業<br>（預かり保育） | 幼稚園、認定こども園（１号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かります。 | 幼児教育・保育課 |
| 4<br>新 | 子育て世代包括支援センターにおける一時預かり事業 | 保護者の外出や育児に伴う負担などの理由で、家庭で育児をすることが困難となる場合に、生後６か月から就学前の子どもを対象に、子育て世代包括支援センター☆内の一時預かり室にて、一時的に子どもを預かります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 5 | 子育て短期支援事業<br>（ショートステイ） | 保護者が病気などの理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 6 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 小学生児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。また、施設の老朽化、狭隘化に対する整備や改築、支援員の処遇改善による人員不足の改善等に努めます。 | こども政策課 |
| 7 | 病児・病後児保育事業 | 子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かります。また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行います。 | 幼児教育・保育課 |

※放課後児童クラブに関連する「小牧市版放課後子ども総合プラン」については 39P へ

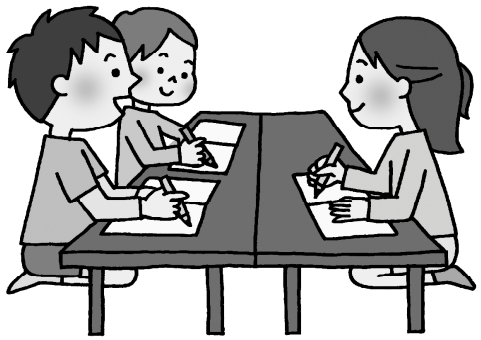

新

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 充実 | 利用者支援事業（基本型）（母子保健型）及び子育て支援ネットワークづくり | 専任の利用者支援コーディネーターを配置し、多様な子育て支援サービスの中から利用者が適切に選択できるよう相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく支援を行います。また、利用者支援コーディネーター等による定期的な施設訪問や、利用者支援会議を開催し、関係機関との連携を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 新 | こども家庭総合拠点事業の実施 | 利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 情報の発信 | 出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。広報、ホームページ、ＳＮＳ、子育てアプリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、情報の発信を行います。 | こども政策課<br>幼児教育・保育課<br>子育て世代包括支援センター<br>多世代交流プラザ |
| 4 新 | スクールソーシャルワーカー派遣事業 | 貧困やネグレクト☆といった家庭環境に要因がある児童生徒の問題行動事案について、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけることで、一人ひとりの子どもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。 | 学校教育課 |
| 5 新 | ヤングケアラーの相談支援 | ヤングケアラーは、家族の世話や家事により子どもらしい生活ができなくなるなど、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族の自覚もなく表面化しにくい構造となっているため、各小中学校と連携し、早期発見に努めます。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気付くことが重要であるため、周知啓発を行い、相談・支援体制を検討していきます。 | 子育て世代包括支援センター<br>学校教育課 |



旧

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 充実 | 利用者支援事業（基本型）（母子保健型）及び子育て支援ネットワークづくり | 専任の利用者支援コーディネーターを配置し、多様な子育て支援サービスの中から利用者が適切に選択できるよう相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠・出産・育児期にわたり切れ目なく支援を行います。また、利用者支援コーディネーター等による定期的な施設訪問や、利用者支援会議を開催し、関係機関との連携を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 新 | こども家庭総合拠点事業の実施 | 利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施する体制を子育て世代包括支援センター☆内に整備します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 情報の発信 | 出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。広報、ホームページ、ＳＮＳ、子育てアプリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、情報の発信を行います。 | こども政策課<br>幼児教育・保育課<br>子育て世代包括支援センター<br>多世代交流プラザ |
| 4 新 | スクールソーシャルワーカー派遣事業 | 貧困やネグレクト☆といった家庭環境に要因がある児童生徒の問題行動事案について、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけることで、一人ひとりの子どもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。 | 学校教育課 |

新

## 施策3　経済的支援策の充実

現状と課題

〇非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数の子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。
〇本市では、高校生等までの児童を対象に、医療費の自己負担分を助成しています。
〇アンケートによると、どのようなことがあればもっと子どもがほしいと思うかについて、「将来の教育費に対する補助」「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が高く、経済的な負担の軽減が求められます。

**市民からのおたより**

- 高校や大学等の学費に対する不安があります。幼保無償化はとてもありがたくほっとしました。今後、高等教育に対しても経済的な支援があると、これからの未来を担う子ども達が家庭の経済状況に左右されず、自分の描いた道を歩める社会になれば、もっとより良い社会になるのではと思います。〈アンケート〉
- 中学校卒業まで医療費無料がありがたい。〈こまき子育てCafé〉
- ３人目以降の幼稚園・保育園の保育料金が無料になるのは、小牧市の自慢したいところです。〈こまき子育てCafé〉

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用も含めて、必要な経済的支援措置を講じます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 新 | 幼児教育・保育の無償化 | 国の実施する幼児教育・保育の無償化☆に加え、市独自の制度として第３子以降の子どもの副食費を免除します。<br>新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第３子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700 円（月額）を超えた額を補助します。 | 幼児教育・保育課 |



旧

## 施策3　経済的支援策の充実

現状と課題

〇非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数の子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。
〇本市では、高校生等までの児童を対象に、医療費の自己負担分を助成しています（ただし、高校生等の児童は入院分のみを対象とします）。
〇アンケートによると、どのようなことがあればもっと子どもがほしいと思うかについて、「将来の教育費に対する補助」「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が高く、経済的な負担の軽減が求められます。

**市民からのおたより**

- 高校や大学等の学費に対する不安があります。幼保無償化はとてもありがたくほっとしました。今後、高等教育に対しても経済的な支援があると、これからの未来を担う子ども達が家庭の経済状況に左右されず、自分の描いた道を歩める社会になれば、もっとより良い社会になるのではと思います。〈アンケート〉
- 中学校卒業まで医療費無料がありがたい。〈こまき子育てCafé〉
- ３人目以降の幼稚園・保育園の保育料金が無料になるのは、小牧市の自慢したいところです。〈こまき子育てCafé〉

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用も含めて、必要な経済的支援措置を講じます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 新 | 幼児教育・保育の無償化 | 国の実施する幼児教育・保育の無償化☆に加え、市独自の制度として第３子以降の子どもの副食費を免除します。<br>新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第３子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700 円（月額）を超えた額を補助します。 | 幼児教育・保育課 |

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 幼児教育・保育の無償化に伴う給付の円滑な実施 | 保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 3 | 実費徴収に係る補足給付事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設☆等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成します。 | 幼児教育・保育課 |
| 4 充実 | 子ども医療費の助成 | 高校生等までの児童を対象に、健康保険の保険診療の自己負担分を助成します。 | 保険医療課 |
| 5 | 児童手当の支給 | 中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。 | こども政策課 |
| 6 | 私立高等学校等授業料補助 | 私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成します。 | 学校教育課 |
| 7 | 就学援助費の支給 | 経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。 | 学校教育課 |
| 8 | 奨学交付金の支給 | 向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、高等学校等に入学する際の準備金を支給します。 | 学校教育課 |
| 9 | 児童クラブ保護者負担金の減免 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担金を減免します。また多子世帯に対しても減免を行います。 | こども政策課 |



旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 幼児教育・保育の無償化に伴う給付の円滑な実施 | 保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 3 | 実費徴収に係る補足給付事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設☆等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成します。 | 幼児教育・保育課 |
| 4 充実 | 子ども医療費の助成 | 高校生等までの児童を対象に、健康保険の保険診療の自己負担分を助成します（ただし、高校生等の児童は入院分のみを対象とします）。 | 保険医療課 |
| 5 | 児童手当の支給 | 中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象に、児童手当を支給します。 | こども政策課 |
| 6 | 私立高等学校等授業料補助 | 私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成します。 | 学校教育課 |
| 7 | 就学援助費の支給 | 経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。 | 学校教育課 |
| 8 | 奨学交付金の支給 | 向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、高等学校等に入学する際の準備金を支給します。 | 学校教育課 |
| 9 | 児童クラブ保護者負担金の減免 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担金を減免します。また多子世帯に対しても減免を行います。 | こども政策課 |

新

## 施策4　ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

〇ひとり親家庭は、特に経済的な面において困難を抱えるケースが多く、多方面からの支援が必要です。
〇アンケートによると、子どもが健全に成長するために市に期待する施策について、「家庭への経済的な支援」のうち「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」が最も多いことから、ひとり親家庭が抱える経済的な不安への支援が必要です。

**市民からのおたより**

・ひとり親に対して、もっと子どもに不自由なく修業させられる環境をつくってほしい。子どもの習い事をさせてあげたくても収入などによって難しいことがある。〈アンケート〉
・父子家庭に関する相談がしたいが、どこですればいいかわからない。〈アンケート〉

施策の方向性

ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 女性のための就労支援講座事業 | 経済的に困難な状況にある女性の就労・自立支援のための講座等を開催します。 | 多世代交流プラザ |
| 2 | 母子家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭が急激な環境の変化や疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 母子・父子相談 | 母子及び父子家庭の生活上の問題、子どもに関することの相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 4 | ひとり親家庭への就業支援 | ひとり親家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合に受講料を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師等の養成機関で修学する場合に支給する高等職業訓練促進費などにより、就業の支援を行います。 | 子育て世代包括支援センター |

※取組みNo.1「女性のための就労支援講座事業」の担当課名は、令和2年12月までは「まなび創造館」です。



旧

## 施策4　ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

〇ひとり親家庭は、特に経済的な面において困難を抱えるケースが多く、多方面からの支援が必要です。
〇アンケートによると、子どもが健全に成長するために市に期待する施策について、「家庭への経済的な支援」のうち「児童手当やひとり親手当などの経済的な支援の充実」が最も多いことから、ひとり親家庭が抱える経済的な不安への支援が必要です。

**市民からのおたより**

・ひとり親に対して、もっと子どもに不自由なく修業させられる環境をつくってほしい。子どもの習い事をさせてあげたくても収入などによって難しいことがある。〈アンケート〉
・父子家庭に関する相談がしたいが、どこですればいいかわからない。〈アンケート〉

施策の方向性

ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 女性のための就労支援講座事業 | 経済的に困難な状況にある女性の就労・自立支援のための講座等を開催します。 | 多世代交流プラザ |
| 2 | 母子家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭が急激な環境の変化や疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 母子・父子相談 | 母子及び父子家庭の生活上の問題、子どもに関することの相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 4 | ひとり親家庭への就業支援 | ひとり親家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合に受講料を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師等の養成機関で修学する場合に支給する高等職業訓練促進費などにより、就業の支援を行います。 | 子育て世代包括支援センター |

※取組みNo.1「女性のための就労支援講座事業」の担当課名は、令和2年8月までは「まなび創造館」です。

新

## 施策5　児童虐待防止対策の充実

現状と課題

〇全国的に深刻な児童虐待☆事件が続発しており、児童虐待に対する社会の関心が高まっています。背景として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が考えられます。

〇本市においても、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、全国的に早い段階で設置した要保護児童対策地域協議会☆を中心に児童虐待防止対策を行っています。

**市民からのおたより**

・同じ子育て世代と話せる機会がないことで、痛ましい事件や事故にもつながっていく可能性がある。お母さんたちが相談できる場、きっかけがもっと増えてほしいと感じている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を推進するため、福祉に関する必要な支援に係る業務を総合的に実施するこども家庭総合拠点事業を実施します。また、虐待の恐れがあるケースなど、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関との連携を強化し、密接に情報提供できるよう努めます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 新 | こども家庭総合拠点事業の実施【再掲】 | 利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施します。また、児童虐待対策基本計画に基づき事業を推進し、その進捗について検証します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 | 家庭児童相談 | 家庭における児童問題や家族の相談に応じ、適切な指導・助言を行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 児童虐待防止のための早期発見・早期対応 | 保健、医療、福祉、教育ならびに児童相談所など児童問題に関連する各関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 4 | 要保護家族のフォローケア事業 | 虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会で対応します。 | 子育て世代包括支援センター |



旧

## 施策5　児童虐待防止対策の充実

現状と課題

〇全国的に深刻な児童虐待☆事件が続発しており、児童虐待に対する社会の関心が高まっています。背景として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が考えられます。

〇本市においても、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、全国的に早い段階で設置した要保護児童対策地域協議会☆を中心に児童虐待防止対策を行っています。

**市民からのおたより**

・同じ子育て世代と話せる機会がないことで、痛ましい事件や事故にもつながっていく可能性がある。お母さんたちが相談できる場、きっかけがもっと増えてほしいと感じている。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を推進するため、福祉に関する必要な支援に係る業務を総合的に実施するこども家庭総合拠点事業を実施します。また、虐待の恐れがあるケースなど、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関との連携を強化し、密接に情報提供できるよう努めます。

**■具体的な取組み**

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 新 | こども家庭総合拠点事業の実施【再掲】 | 利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務（相談への対応、情報提供、要支援・要保護児童への支援など）を総合的に実施する体制を子育て世代包括支援センター☆内に整備します。また、児童虐待対策基本計画の策定を検討します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 2 | 家庭児童相談 | 家庭における児童問題や家族の相談に応じ、適切な指導・助言を行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 児童虐待防止のための早期発見・早期対応 | 保健、医療、福祉、教育ならびに児童相談所など児童問題に関連する各関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と適切で迅速な対応を図ります。 | 子育て世代包括支援センター |
| 4 | 要保護家族のフォローケア事業 | 虐待を受けた子どもの保護・救済だけでなく、虐待した親・保護者に対するフォローケアについても、要保護児童対策地域協議会で対応します。 | 子育て世代包括支援センター |

新

## 施策6　障がい児施策の充実

現状と課題

○障がいのある子ども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。
○乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育☆に取組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取組んでいます。
○本市では「第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。
○本市では、「あさひ学園☆」において、母子通園により療育☆支援を行うとともに、保護者への相談支援を実施しています。

**市民からのおたより**

・発達障がいのある子どもが増えていると思いますが、先生の知識は少ないような気がしています。同じ発達障がいでも、それぞれ違うので、なかなか難しいのかと思いますが、いろんな子ども達が、それぞれ伸びていけるような環境になってほしいです。〈アンケート〉
・発達に心配のある親子についての研修や対応方法を学ぶ機会を充実してほしい。
〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進します。
また、特定教育・保育施設☆、特定地域型保育事業☆及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ります。



旧

## 施策6　障がい児施策の充実

現状と課題

○障がいのある子ども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。
○乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育☆に取組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取組んでいます。
○本市では「第5期小牧市障がい福祉計画・第1期小牧市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。
○本市では、「あさひ学園☆」において、母子通園により療育☆支援を行うとともに、保護者への相談支援を実施しています。

**市民からのおたより**

・発達障がいのある子どもが増えていると思いますが、先生の知識は少ないような気がしています。同じ発達障がいでも、それぞれ違うので、なかなか難しいのかと思いますが、いろんな子ども達が、それぞれ伸びていけるような環境になってほしいです。〈アンケート〉
・発達に心配のある親子についての研修や対応方法を学ぶ機会を充実してほしい。
〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進します。
また、特定教育・保育施設☆、特定地域型保育事業☆及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ります。

新

## 保育園の適正配置・整備の基本的な考え方

### ①これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成 22 年３月に策定し、平成 27 年３月に改訂した「小牧市立保育園運営計画☆（改訂版）」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成 22 年度以降の 10 年間に概ね半数程度を民営化するとしています。

民営化対象園は、建築年次等からしばらく建替えや大規模改修を行う必要がないと考えられる保育園の中から選定しました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、これまでに６園（村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園（旧第三保育園）、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保育園）を民間移管しました。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があります。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、全体の半数程度を私立保育園とし、民間活力の活用も想定した保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。



旧

## 保育園の適正配置・整備の基本的な考え方

### ①これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成 22 年３月に策定し、平成 27 年３月に改訂した「小牧市立保育園運営計画☆（改訂版）」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成 22 年度以降の 10 年間に概ね半数程度を民営化するとしています。

民営化対象園は、建築年次等からしばらく建替えや大規模改修を行う必要がないと考えられる保育園の中から選定しました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、これまでに５園（村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園（旧第三保育園）、みなみ保育園、篠岡保育園）を民間移管しました。

一方、現在の公立保育園は老朽化が進んでおり、今後の民営化については、現在、民営化の対象となっている一色保育園以外に前計画で対象園を選定した基準に見合う施設がありません。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があります。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、全体の半数程度を私立保育園とし、民間活力の活用も想定した保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。

新

**②今後の市の責任と役割**

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であり、民営化や民間事業者による私立保育園の公募、その他施設の統合を含む保育園の適正配置・整備を進めた場合であっても、児童福祉法に基づき、保育の実施義務はあくまで市が有するものです。

また、保育園の適正配置・整備は増大かつ多様化する保育ニーズに対応していく方策であり、市が運営する公立保育園のみで提供していた保育サービスに、民間を活用した保育サービスを織り交ぜることにより、保護者の保育選択の幅を広げ、ひいては本市の全体の保育水準の向上を目指すものです。

こうした認識のもと、本市では、保育園の適正配置・整備を進めるにあたり、保護者などに対して十分な説明を行うほか、今後も私立保育園に対する適切な支援や助言、保育水準の維持・向上のための各種方策を実施します。

**③市内保育園の連携**

現在、市内には 21 の認可保育園があり、そのうち 14園が市が運営する公立保育園、7園が民間事業者が運営する私立保育園です。

公立保育園は、他の公共機関との連携が図りやすいことから、私立保育園をはじめ、学校や保健センター、子育て世代包括支援センター☆、その他の福祉施設などと連携しながら、地域における子育て支援ネットワークを形成する中心的役割を担います。

また、公立保育園では、市の考え方に基づき、共通の保育サービスを提供することになりますが、私立保育園では、民間のノウハウを活用し、地域の実情や保育観、国の制度などの様々な要因を考慮しながら、創意工夫による保育サービスを提供することが可能であり、多様な保育ニーズに対応できる保育園として、延長保育や一時保育、休日保育などが充実した保育園としての役割が期待されます。

市内の保育を必要とする子どもが利用する保育施設において、保育所保育指針に基づいた保育サービスが提供されるよう、公立、私立の垣根を越えて市内すべての保育園が連携・協力しながら、研修計画や各種マニュアルの作成等に携わり、学び合うとともに、保育実践を通して切磋琢磨し、市全体の保育の質の向上を目指します。



旧

**②今後の市の責任と役割**

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であり、民営化や民間事業者による私立保育園の公募、その他施設の統合を含む保育園の適正配置・整備を進めた場合であっても、児童福祉法に基づき、保育の実施義務はあくまで市が有するものです。

また、保育園の適正配置・整備は増大かつ多様化する保育ニーズに対応していく方策であり、市が運営する公立保育園のみで提供していた保育サービスに、民間を活用した保育サービスを織り交ぜることにより、保護者の保育選択の幅を広げ、ひいては本市の全体の保育水準の向上を目指すものです。

こうした認識のもと、本市では、保育園の適正配置・整備を進めるにあたり、保護者などに対して十分な説明を行うほか、今後も私立保育園に対する適切な支援や助言、保育水準の維持・向上のための各種方策を実施します。

**③市内保育園の連携**

現在、市内には 21 の認可保育園があり、そのうち 15 園が市が運営する公立保育園、6園が民間事業者が運営する私立保育園です。

公立保育園は、他の公共機関との連携が図りやすいことから、私立保育園をはじめ、学校や保健センター、子育て世代包括支援センター☆、その他の福祉施設などと連携しながら、地域における子育て支援ネットワークを形成する中心的役割を担います。

また、公立保育園では、市の考え方に基づき、共通の保育サービスを提供することになりますが、私立保育園では、民間のノウハウを活用し、地域の実情や保育観、国の制度などの様々な要因を考慮しながら、創意工夫による保育サービスを提供することが可能であり、多様な保育ニーズに対応できる保育園として、延長保育や一時保育、休日保育などが充実した保育園としての役割が期待されます。

市内の保育を必要とする子どもが利用する保育施設において、保育所保育指針に基づいた保育サービスが提供されるよう、公立、私立の垣根を越えて市内すべての保育園が連携・協力しながら、研修計画や各種マニュアルの作成等に携わり、学び合うとともに、保育実践を通して切磋琢磨し、市全体の保育の質の向上を目指します。

新

**④保育園の適正配置**（P66・67「■教育・保育提供区域における施設配置図」参照）

（ⅰ）東部地区

東部地区には篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の４園があります。

篠岡保育園については、平成 30 年度に民間移管しました。残る古雅保育園、大城保育園、陶保育園の３つの公立保育園については、小牧市公共施設適正配置計画に基づき、人口動向や保育需要により、施設の統合等を検討します。

（ⅱ）中部地区

中部地区は、名鉄小牧線に沿って市域の中央部を南北に区切る地区です。他の２地区と異なり、土地区画整理事業による名鉄小牧線沿線の市街地整備などにより、今後しばらくは人口の増加が見込まれています。

中部地区では、適正な保育の量と質を確保するため、地区内の市有地を活用しながら、民間事業者による私立保育園の公募や老朽化した公立保育園の統合を含めた適正配置等を検討する必要があります。

市内で唯一の公立幼稚園である第一幼稚園は園舎の老朽化や園児数が年々減少傾向にあるという課題があります。

また、近接する大山保育園は建築後約 50 年が経過しており、保育室が慢性的に飽和状態であることや、送迎用の駐車場が十分確保できないなどの課題があります。

これらのことから、今後の第一幼稚園については、老朽化している大山保育園と統合し、公立の認定こども園として整備を進めます。

（ⅲ）西部地区

西部地区のうち、北里地区には、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の３園があります。

小木保育園については、平成 24 年度に新園舎に移りました。それに対して北里保育園については、建築年度が昭和 44 年度と公立保育園の中で最も古く、藤島保育園についても昭和 52 年度の建築で園舎が老朽化しています。

北里地区の公立保育園の適正配置は、藤島保育園、北里保育園が抱えている園児の減少と施設の老朽化の課題の解決と合わせて進めることとします。

小牧市公共施設適正配置計画では、藤島保育園と北里保育園を統合して、民営化を検討するとしており、民間事業者による適正な規模の新たな私立保育園の建設を検討します。設置場所については、地区内の適切な場所とします。

また、西部地区のうち、三ツ渕地区には、三ツ渕北保育園と三ツ渕保育園の２園があります。この２園についても園児の減少と施設の老朽化の課題がありますので、小牧市公共施設適正配置計画の方針に従い、両保育園の統合を検討します。

**⑤園舎内各室の利用の適正化**

保育園には、年齢に応じた保育室のほか、遊戯室、保健室、調理室、職員室などが配置されています。保育室については、子どもの年齢に応じた面積基準が設けられおり、１室あたりの保育可能人数が制限されることになります。



旧

**④保育園の適正配置**（P66・67「■教育・保育提供区域における施設配置図」参照）

（ⅰ）東部地区

東部地区には篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の４園があります。

篠岡保育園については、平成 30 年度に民間移管しました。残る古雅保育園、大城保育園、陶保育園の３つの公立保育園については、小牧市公共施設適正配置計画に基づき、人口動向や保育需要により、施設の統合等を検討します。

（ⅱ）中部地区

中部地区は、名鉄小牧線に沿って市域の中央部を南北に区切る地区です。他の２地区と異なり、土地区画整理事業による名鉄小牧線沿線の市街地整備などにより、今後しばらくは人口の増加が見込まれています。

中部地区では、適正な保育の量と質を確保するため、地区内の市有地を活用しながら、民間事業者による私立保育園の公募や老朽化した公立保育園の統合を含めた適正配置等を検討する必要があります。

また、市内で唯一の公立幼稚園である第一幼稚園は園舎の老朽化や園児数が年々減少傾向にあるという課題があります。

このことから、今後の第一幼稚園のあり方について、既存の公立保育園の適正配置等に考慮しながら、認定こども園化を含めて、総合的に検討します。

（ⅲ）西部地区

西部地区のうち、北里地区には、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の３園があります。

小木保育園については、平成 24 年度に新園舎に移りました。それに対して北里保育園については、建築年度が昭和 44 年度と公立保育園の中で最も古く、藤島保育園についても昭和 52 年度の建築で園舎が老朽化しています。

北里地区の公立保育園の適正配置は、藤島保育園、北里保育園が抱えている園児の減少と施設の老朽化の課題の解決と合わせて進めることとします。

小牧市公共施設適正配置計画では、藤島保育園と北里保育園を統合して、民営化を検討するとしており、民間事業者による適正な規模の新たな私立保育園を建設する方法も視野に入れ、検討します。設置場所については、地区内の適切な場所とします。

また、西部地区のうち、三ツ渕地区には、三ツ渕北保育園と三ツ渕保育園の２園があります。この２園についても園児の減少と施設の老朽化の課題があります。小牧市公共施設適正配置計画では、両保育園の統合を検討と位置付けられています。

**⑤園舎内各室の利用の適正化**

保育園には、年齢に応じた保育室のほか、遊戯室、保健室、調理室、職員室などが配置されています。保育室については、子どもの年齢に応じた面積基準が設けられおり、１室あたりの保育可能人数が制限されることになります。

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3 | 教育・保育の質の向上 | 教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士・保育教諭☆の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保のため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の処遇改善や研修体制の充実に積極的に取組みます。<br>タブレット端末などのＩＣＴ機器の配備や保育支援システムの導入、土曜日の共同保育の実施など、保育園環境の向上を図ります。併せて保育園の統合や民営化を検討し、保育士の適正配置に努めます。<br>また、安定的な給食提供体制を整えるため、調理業務等の委託を推進します。 | 幼児教育・保育課 |
| 4 | 私立幼稚園への支援 | 私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。 | 幼児教育・保育課 |
| 5 | 認定こども園化の支援 | 私立幼稚園の認定こども園化に向け、事業者に対する支援を行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 6 | 小中学校との連携の推進 | 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が参加する幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、幼児教育・小中学校教育の連携の強化と質の向上への取組みを推進します。 | 幼児教育・保育課 |
| 7 新 | 保育園等の公私格差の是正 | 私立保育園等の保育士不足の解消や、モチベーション向上を図り、安全安心でより良い保育サービスを提供するため、新たな補助制度を創設します。 | 幼児教育・保育課 |

旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 3 | 教育・保育の質の向上 | 教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士・保育教諭☆の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保のため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修体制の充実に積極的に取組んでいくとともに、職員の処遇改善につながる各種方策を検討していきます。 | 幼児教育・保育課 |
| 4 | 私立幼稚園への支援 | 私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。 | 幼児教育・保育課 |
| 5 | 認定こども園化の支援 | 私立幼稚園の認定こども園化に向け、事業者に対する支援を行います。 | 幼児教育・保育課 |
| 6 | 小中学校との連携の推進 | 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が参加する幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、幼児教育・小中学校教育の連携の強化と質の向上への取組みを推進します。 | 幼児教育・保育課 |

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 充実 | 妊婦健康診査事業 | 母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えられるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。（多胎妊婦は５枚追加交付） | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | パパママ教室・離乳食教室 | パパママ教室を開催し、安心して妊娠・出産・育児にのぞめるよう支援するとともに、家族が一緒に子育てをする気持ちづくりの手助けをします。<br>また、離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。 | 保健センター |
| 4 新 | 産前産後ヘルパー事業 | 妊娠中から産後６ヶ月（双子以上の場合は 12 ヶ月）にかけて、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。 | 子育て世代包括支援センター |
| 5 新 | 妊娠・出産期の支援講座の開催 | 妊娠期から子育て期を中心に妊婦、親子が参加できる支援講座を開催することで、子育ての孤立化を防ぎ、育児の楽しさが感じられるよう支援します。また、妊産婦だけでなく、妊婦の家族や父親が参加できる講座も開催し、育児参加を支援します。 | 子育て世代包括支援センター |

旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 | 妊婦健康診査事業 | 母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えられるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | パパママ教室・離乳食教室 | パパママ教室を開催し、安心して妊娠・出産・育児にのぞめるよう支援するとともに、家族が一緒に子育てをする気持ちづくりの手助けをします。<br>また、離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。 | 保健センター |
| 4 新 | 産前産後ヘルパー事業 | 妊娠中から産後６ヶ月（双子以上の場合は 12 ヶ月）にかけて、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。 | 子育て世代包括支援センター |

新

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 充実 | 産後ケア事業 | 産後、母親の体調不良や育児不安があり家族から十分な援助が受けられない産後の母子を対象に、市と契約している産婦人科医療機関等で、心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援を実施します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に保健連絡員☆等が訪問し、親子の成長を見守るとともに、必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげます。 | 保健センター |
| 4 | 養育支援訪問事業 | 育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続的な支援を進めます。 | 子育て世代包括支援センター |
| 5 | 保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問 | 育児不安の軽減を図るために訪問し、必要な支援を実施します。 | 保健センター |
| 6 | 乳幼児健康診査・歯科健康診査 | ほぼ全員の親子と会うことができる健康診査において、疾病の早期発見のみならず乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と確認するとともに、育児支援に視点をおいた健康診査を進めます。 | 保健センター |
| 7 | 母親歯科健康診査 | 産後、口腔内環境が悪化しやすい母親に対し、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。 | 保健センター |
| 8 | 予防接種 | 適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。 | 保健センター |
| 9 充実 | アニバーサリー事業 | 「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター☆及び市内児童館☆において１歳のお誕生日の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して継続支援します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 10 | 自己肯定感の醸成 | 「世界でかけがえのない　たったひとつの大切な命」であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、いのちを大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム☆」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。 | 保健センター |



旧

| NO. | 取組み | 内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 2 新 | 産後ケア事業 | 産後、母親の体調不良や育児不安があり家族から十分な援助が受けられない産後４ヶ月未満の母親とその乳児を対象に、市と契約している産婦人科医療機関等で、心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援を実施します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 3 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に保健連絡員☆等が訪問し、親子の成長を見守るとともに、必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげます。 | 保健センター |
| 4 | 養育支援訪問事業 | 育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続的な支援を進めます。 | 子育て世代包括支援センター |
| 5 | 保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問 | 育児不安の軽減を図るために訪問し、必要な支援を実施します。 | 保健センター |
| 6 | 乳幼児健康診査・歯科健康診査 | ほぼ全員の親子と会うことができる健康診査において、疾病の早期発見のみならず乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と確認するとともに、育児支援に視点をおいた健康診査を進めます。 | 保健センター |
| 7 | 母親歯科健康診査 | 産後、口腔内環境が悪化しやすい母親に対し、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。 | 保健センター |
| 8 | 予防接種 | 適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。 | 保健センター |
| 9 充実 | アニバーサリー事業 | 「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター☆及び市内児童館☆において１歳のお誕生日の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して継続支援します。 | 子育て世代包括支援センター |
| 10 | 自己肯定感の醸成 | 「世界でかけがえのない　たったひとつの大切な命」であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、いのちを大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム☆」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。 | 保健センター |

新

■教育・保育提供区域における施設配置図

【中部地区】
●保育園：11 か所
一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園
●幼稚園：４か所
美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園、第一幼稚園
●幼保連携型認定こども園：１か所
とやまこども園
●地域型保育事業（小規模保育事業）17 か所

【西部地区】
●保育園：６か所
村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園
●幼稚園：１か所
市之久田幼稚園

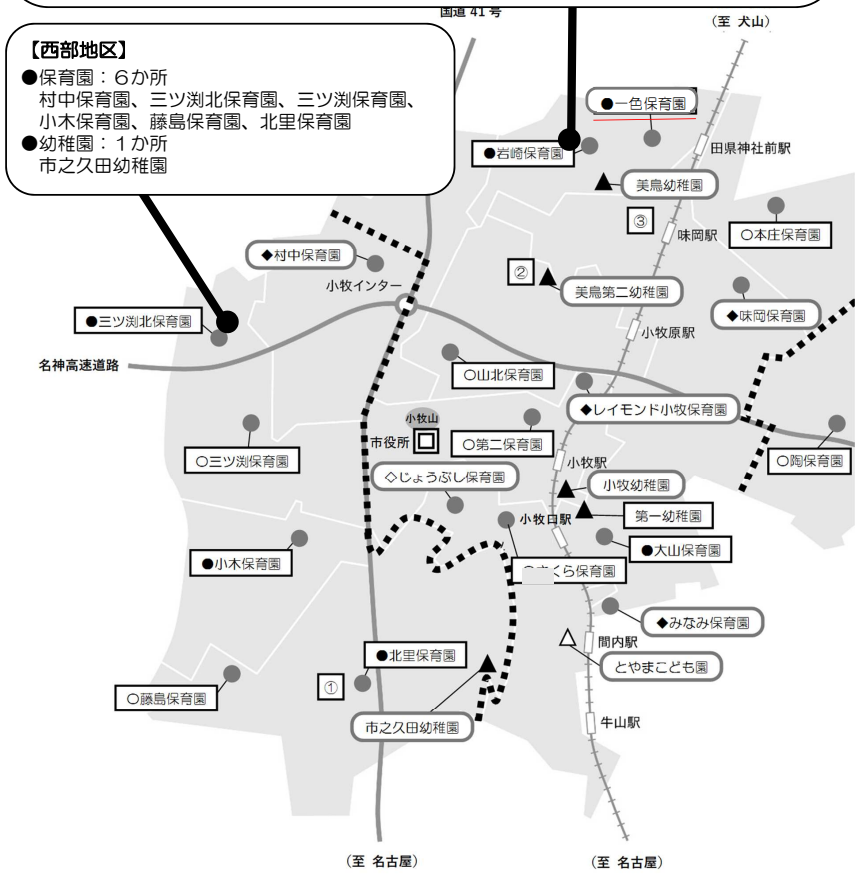




旧

■教育・保育提供区域における施設配置図

【中部地区】
●保育園：11 か所
一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園
●幼稚園：４か所
美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園、第一幼稚園
●幼保連携型認定こども園：１か所
とやまこども園
●地域型保育事業（小規模保育事業）17 か所

【西部地区】
●保育園：６か所
村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園
●幼稚園：１か所
市之久田幼稚園

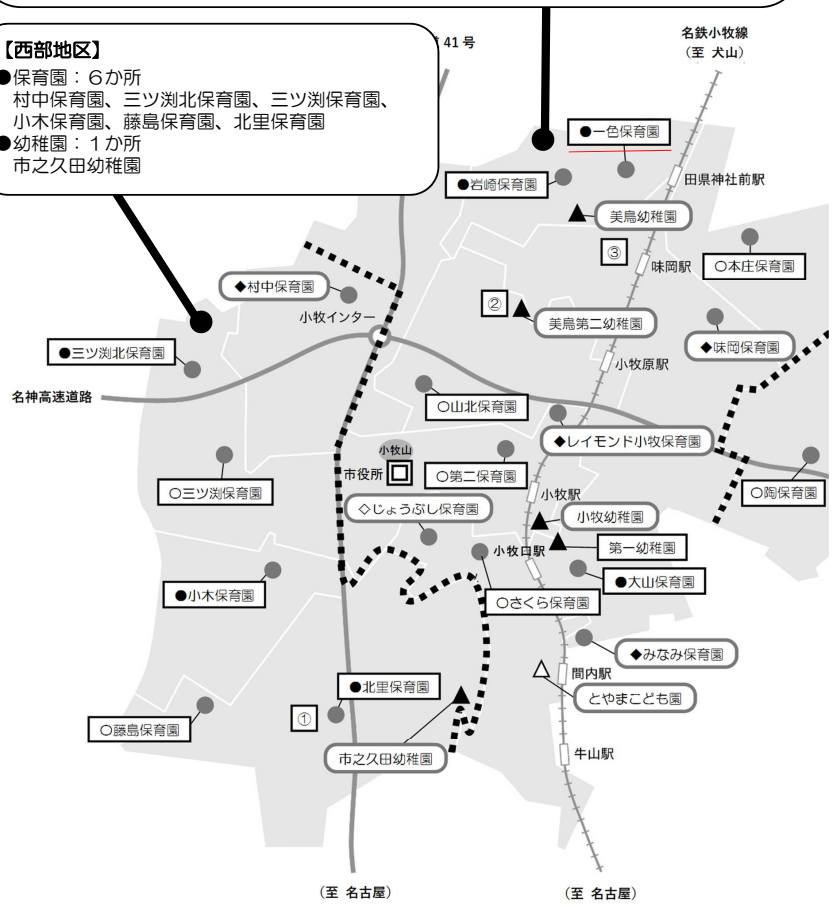

新

# ３　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

## (1)教育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 幼稚園、認定こども園 | 提供区域 | ３区域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業<br>●全市域の幼稚園は９か所（公立１園、私立８園）<br>●全市域の認定こども園は２か所 | | |

### ●全市

■利用実績推移　（各年度5月1日現在の利用実績）　単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 2,042 (30) | 2,037 (30) | 1,989 (30) | 1,971 (30) | 1,953 (30) |
| | 確保の内容 | 2,868<br>(120) | 2,868<br>(120) | 2,868<br>(120) | 2,711<br>(120) | 2,571<br>(120) |
| 実績値 | | 1,962(31) | 1,922(23) | 1,853(23) | 1,865(33) | 1,709(33) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 2,106 | 2,054 | 2,002 | 1,950 | 1,898 |
| 内訳 | １号 | 1,685 | 1,645 | 1,604 | 1,563 | 1,522 |
| | ２号 | 421 | 409 | 398 | 387 | 376 |
| ②確保の内容 | | 2,559 | 2,559 | 2,551 | 2,551 | 2,551 |
| ②－① | | 453 | 505 | 549 | 601 | 653 |

**量の見込みと確保の内容（提供体制）**

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から教育ニーズ量の増加が予測されたため、傾向や現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、各地区ともに令和２年度から令和６年度の間、減少する見込みとなっています。

なお、「２号認定」のうち、アンケート結果で「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と判定された対象者については、幼稚園、認定こども園の利用が見込まれるため、「幼稚園、認定こども園（１号認定）」の量の見込み及び確保の内容に含めています。



旧

# ３　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

## (1)教育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 幼稚園、認定こども園 | 提供区域 | ３区域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する幼児教育を実施する事業<br>●全市域の幼稚園は９か所（公立１園、私立８園）<br>●全市域の認定こども園は２か所 | | |

### ●全市

■利用実績推移　（各年度5月1日現在の利用実績）　単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 2,042 (30) | 2,037 (30) | 1,989 (30) | 1,971 (30) | 1,953 (30) |
| | 確保の内容 | 2,868<br>(120) | 2,868<br>(120) | 2,868<br>(120) | 2,711<br>(120) | 2,571<br>(120) |
| 実績値 | | 1,962(31) | 1,922(23) | 1,853(23) | 1,865(33) | 1,709(33) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 2,106 | 2,054 | 2,002 | 1,950 | 1,898 |
| 内訳 | １号 | 1,685 | 1,645 | 1,604 | 1,563 | 1,522 |
| | ２号 | 421 | 409 | 398 | 387 | 376 |
| ②確保の内容 | | 2,559 | 2,559 | 2,559 | 2,559 | 2,559 |
| ②－① | | 453 | 505 | 557 | 609 | 661 |

**量の見込みと確保の内容（提供体制）**

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から教育ニーズ量の増加が予測されたため、傾向や現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、各地区ともに令和２年度から令和６年度の間、減少する見込みとなっています。

なお、「２号認定」のうち、アンケート結果で「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と判定された対象者については、幼稚園、認定こども園の利用が見込まれるため、「幼稚園、認定こども園（１号認定）」の量の見込み及び確保の内容に含めています。

新

各地区ともに、計画期間内は、量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

## ●東部地区

■利用実績推移 （各年度5月1日現在の利用実績） 単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 658（30） | 656（30） | 602（30） | 597（30） | 564（30） |
| | 確保の内容 | 1,218 | 1,218 | 1,218 | 1,061 | 1,061 |
| 実績値 | | 628 | 627 | 598 | 627 | 584(27) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容 単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 1,011 | 986 | 961 | 937 | 911 |
| 内 訳 | 1 号 | 809 | 790 | 770 | 751 | 731 |
| | 2 号 | 202 | 196 | 191 | 186 | 180 |
| ②確保の内容 | | 1,229 | 1,229 | 1,221 | 1,221 | 1,221 |
| ②－① | | 218 | 243 | 260 | 284 | 310 |

確保の内容（提供体制）

名北ゼンヌ幼稚園、桃花台ひまわり幼稚園、太陽幼稚園の新制度未移行園３園、あおぞら幼稚園の新制度移行幼稚園１園（令和５年度より新制度に移行）と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。



旧

各地区ともに、計画期間内は、量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

## ●東部地区

■利用実績推移 （各年度5月1日現在の利用実績） 単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 658（30） | 656（30） | 602（30） | 597（30） | 564（30） |
| | 確保の内容 | 1,218 | 1,218 | 1,218 | 1,061 | 1,061 |
| 実績値 | | 628 | 627 | 598 | 627 | 584(27) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容 単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 1,011 | 986 | 961 | 937 | 911 |
| 内 訳 | 1 号 | 809 | 790 | 770 | 751 | 731 |
| | 2 号 | 202 | 196 | 191 | 186 | 180 |
| ②確保の内容 | | 1,229 | 1,229 | 1,229 | 1,229 | 1,229 |
| ②－① | | 218 | 243 | 268 | 292 | 318 |

確保の内容（提供体制）

名北ゼンヌ幼稚園、桃花台ひまわり幼稚園、あおぞら幼稚園、太陽幼稚園の新制度未移行園４園と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。

新

## ●中部地区

■利用実績推移 （各年度5月1日現在の利用実績） 単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,158 | 1,162 | 1,168 | 1,152 | 1,166 |
| | 確保の内容 | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,200<br>（120） |
| 実績値 | | 1,109(3) | 1,095(3) | 1,070(7) | 1,053(7) | 937(6) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容 単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 840 | 819 | 798 | 777 | 757 |
| 内 訳 | 1 号 | 672 | 656 | 639 | 623 | 607 |
| | 2 号 | 168 | 163 | 159 | 154 | 150 |
| ②確保の内容 | | 1,020 | 1,020 | 1,020 | 1,020 | 1,020 |
| ②－① | | 180 | 201 | 222 | 243 | 263 |

確保の内容（提供体制）

美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園の新制度未移行園３園と第一幼稚園の新制度移行園１園及び、とやまこども園の認定こども園１園で確保します。



旧

## ●中部地区

■利用実績推移 （各年度5月1日現在の利用実績） 単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,158 | 1,162 | 1,168 | 1,152 | 1,166 |
| | 確保の内容 | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,340<br>（120） | 1,200<br>（120） |
| 実績値 | | 1,109(3) | 1,095(3) | 1,070(7) | 1,053(7) | 937(6) |

※（）内の数値は犬山市の子どもの数

■量の見込みと確保の内容 単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（市内） | | 840 | 819 | 798 | 777 | 757 |
| 内 訳 | 1 号 | 672 | 656 | 639 | 623 | 607 |
| | 2 号 | 168 | 163 | 159 | 154 | 150 |
| ②確保の内容 | | 1,020 | 1,020 | 1,020 | 1,020 | 1,020 |
| ②－① | | 180 | 201 | 222 | 243 | 263 |

確保の内容（提供体制）

美鳥幼稚園、美鳥第二幼稚園、小牧幼稚園の新制度未移行園３園と第一幼稚園及び、とやまこども園の認定こども園１園で確保します。

新

■量の見込みと確保の内容　　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2,179 | 2,256 | 2,217 | 2,296 | 2,303 |
| ②確保の内容 | 2,344 | 2,339 | 2,339 | 2,339 | 2,339 |
| ②－① | 165 | 83 | 122 | 43 | 36 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 142 | 147 | 152 | 157 | 163 |
| ②確保の内容 | | 160 | 161 | 164 | 164 | 164 |
| 内　訳 | 保育園・認定こども園 | 103 | 103 | 103 | 103 | 103 |
| | 地域型保育 | 57 | 58 | 61 | 61 | 61 |
| ②－① | | 18 | 14 | 12 | 7 | 1 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 871 | 902 | 908 | 940 | 944 |
| ②確保の内容 | | 982 | 986 | 984 | 984 | 984 |
| 内　訳 | 保育園・認定こども園 | 745 | 750 | 750 | 750 | 750 |
| | 地域型保育 | 237 | 236 | 234 | 234 | 234 |
| ②－① | | 111 | 84 | 76 | 44 | 40 |

量の見込みと確保の内容（提供体制）

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の増加が予測されたため、令和５年度末に就労状況を 80%と見込む場合の係数及び現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、令和２年度から令和６年度の間、各地区ともに「２号認定」は増加の見込みとなっています。

「３号認定（０歳児）」、「３号認定（１～２歳児）」については、東部地区、西部地区は横ばい、中部地区は増加の見込みとなっています。

各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。



旧

■量の見込みと確保の内容　　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2,179 | 2,256 | 2,336 | 2,419 | 2,505 |
| ②確保の内容 | 2,384 | 2,384 | 2,464 | 2,464 | 2,544 |
| ②－① | 205 | 128 | 128 | 45 | 39 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 142 | 147 | 152 | 157 | 163 |
| ②確保の内容 | | 160 | 160 | 169 | 169 | 178 |
| 内　訳 | 保育園・認定こども園 | 103 | 103 | 112 | 112 | 121 |
| | 地域型保育 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| ②－① | | 18 | 13 | 17 | 12 | 15 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 871 | 902 | 934 | 967 | 1,001 |
| ②確保の内容 | | 982 | 982 | 1,013 | 1,013 | 1,044 |
| 内　訳 | 保育園・認定こども園 | 745 | 745 | 776 | 776 | 807 |
| | 地域型保育 | 237 | 237 | 237 | 237 | 237 |
| ②－① | | 111 | 80 | 79 | 46 | 43 |

量の見込みと確保の内容（提供体制）

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の増加が予測されたため、令和５年度末に就労状況を 80%と見込む場合の係数及び現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、令和２年度から令和６年度の間、各地区ともに「２号認定」は増加の見込みとなっています。

「３号認定（０歳児）」、「３号認定（１～２歳児）」については、東部地区、西部地区は横ばい、中部地区は増加の見込みとなっています。

各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制（定員）を確保しており、「確保の内容（提供体制）」として、地区ごとに記載をしています。

新

## ●東部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 344 | 343 | 315 | 390 | 400 |
| | 確保の内容 | 452 | 452 | 452 | 436 | 436 |
| 実績値 | | 352 | 362 | 380 | 364 | 332 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 7 | 10 |
| | 確保の内容 | 25 | 25 | 25 | 15 | 15 |
| 実績値 | | 3 | 6 | 5 | 4 | 4 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 157 | 146 | 141 | 140 | 145 |
| | 確保の内容 | 163 | 163 | 163 | 150 | 150 |
| 実績値 | | 130 | 141 | 132 | 117 | 118 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 442 | 458 | 440 | 455 | 457 |
| ②確保の内容 | 464 | 464 | 464 | 464 | 464 |
| ②－① | 22 | 6 | 24 | 9 | 7 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 25 | 26 | 25 | 26 | 26 |
| ②確保の内容 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| ②－① | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 152 | 157 | 158 | 163 | 164 |
| ②確保の内容 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| ②－① | 19 | 14 | 13 | 8 | 7 |

確保の内容（提供体制）

篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の保育園４園と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。



旧

## ●東部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 344 | 343 | 315 | 390 | 400 |
| | 確保の内容 | 452 | 452 | 452 | 436 | 436 |
| 実績値 | | 352 | 362 | 380 | 364 | 332 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 7 | 10 |
| | 確保の内容 | 25 | 25 | 25 | 15 | 15 |
| 実績値 | | 3 | 6 | 5 | 4 | 4 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 157 | 146 | 141 | 140 | 145 |
| | 確保の内容 | 163 | 163 | 163 | 150 | 150 |
| 実績値 | | 130 | 141 | 132 | 117 | 118 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 442 | 458 | 459 | 475 | 477 |
| ②確保の内容 | 484 | 484 | 484 | 484 | 484 |
| ②－① | 42 | 26 | 25 | 9 | 7 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 25 | 26 | 25 | 26 | 26 |
| ②確保の内容 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| ②－① | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 152 | 157 | 158 | 163 | 164 |
| ②確保の内容 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| ②－① | 19 | 14 | 13 | 8 | 7 |

確保の内容（提供体制）

篠岡保育園、古雅保育園、大城保育園、陶保育園の保育園４園と旭ヶ丘第二こども園の認定こども園１園で確保します。

新

## ●中部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,088 | 1,093 | 1,078 | 1,168 | 1,218 |
| | 確保の内容 | 1,128 | 1,128 | 1,128 | 1,212 | 1,412 |
| 実績値 | | 1,060 | 1,095 | 1,116 | 1,125 | 1,126 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 46 | 45 | 45 | 52 | 60 |
| | 確保の内容 | 57 | 63 | 63 | 88 | 97 |
| 実績値 | | 33 | 36 | 36 | 44 | 43 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 459 | 458 | 457 | 495 | 500 |
| | 確保の内容 | 491 | 523 | 523 | 525 | 570 |
| 実績値 | | 436 | 467 | 457 | 459 | 512 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,327 | 1,374 | 1,371 | 1,421 | 1,425 |
| ②確保の内容 | 1,452 | 1,447 | 1,447 | 1,447 | 1,447 |
| ②－① | 125 | 73 | 76 | 26 | 22 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 98 | 102 | 103 | 105 | 105 |
| ②確保の内容 | | 111 | 112 | 115 | 115 | 115 |
| 内　訳 | 認定こども園・保育園 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 地域型保育 | 57 | 58 | 61 | 61 | 61 |
| ②－① | | 13 | 10 | 12 | 10 | 10 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 567 | 588 | 592 | 614 | 616 |
| ②確保の内容 | | 640 | 644 | 642 | 642 | 642 |
| 内　訳 | 認定こども園・保育園 | 403 | 408 | 408 | 408 | 408 |
| | 地域型保育 | 237 | 236 | 234 | 234 | 234 |
| ②－① | | 73 | 56 | 50 | 28 | 26 |



旧

## ●中部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,088 | 1,093 | 1,078 | 1,168 | 1,218 |
| | 確保の内容 | 1,128 | 1,128 | 1,128 | 1,212 | 1,412 |
| 実績値 | | 1,060 | 1,095 | 1,116 | 1,125 | 1,126 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 46 | 45 | 45 | 52 | 60 |
| | 確保の内容 | 57 | 63 | 63 | 88 | 97 |
| 実績値 | | 33 | 36 | 36 | 44 | 43 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 459 | 458 | 457 | 495 | 500 |
| | 確保の内容 | 491 | 523 | 523 | 525 | 570 |
| 実績値 | | 436 | 467 | 457 | 459 | 512 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,327 | 1,374 | 1,452 | 1,504 | 1,587 |
| ②確保の内容 | 1,452 | 1,452 | 1,532 | 1,532 | 1,612 |
| ②－① | 125 | 78 | 80 | 28 | 25 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 98 | 102 | 108 | 111 | 118 |
| ②確保の内容 | | 111 | 111 | 120 | 120 | 129 |
| 内　訳 | 認定こども園・保育園 | 54 | 54 | 63 | 63 | 72 |
| | 地域型保育 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 |
| ②－① | | 13 | 9 | 12 | 9 | 11 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 567 | 588 | 618 | 641 | 673 |
| ②確保の内容 | | 640 | 640 | 671 | 671 | 702 |
| 内　訳 | 認定こども園・保育園 | 403 | 403 | 434 | 434 | 465 |
| | 地域型保育 | 237 | 237 | 237 | 237 | 237 |
| ②－① | | 73 | 52 | 53 | 30 | 29 |

新

確保の内容（提供体制）

令和２・３年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園 11 園、とやまこども園の認定こども園１園及び、地域型保育施設 17 施設で確保します。

旧

確保の内容（提供体制）

令和２・３年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園 11 園、とやまこども園の認定こども園１園及び、地域型保育施設 17 施設で確保します。

令和４・５年度は、令和２・３年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

令和６年度は、令和４・５年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

新

## ●西部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 410 | 397 | 396 | 378 | 388 |
| | 確保の内容 | 442 | 442 | 442 | 432 | 432 |
| 実績値 | | 397 | 377 | 357 | 339 | 337 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 16 | 15 | 15 | 10 | 12 |
| | 確保の内容 | 18 | 18 | 18 | 21 | 21 |
| 実績値 | | 7 | 10 | 9 | 12 | 12 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 157 | 159 | 159 | 150 | 155 |
| | 確保の内容 | 190 | 190 | 190 | 157 | 157 |
| 実績値 | | 154 | 160 | 144 | 118 | 132 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 410 | 424 | 406 | 420 | 421 |
| ②確保の内容 | 428 | 428 | 428 | 428 | 428 |
| ②－① | 18 | 4 | 22 | 8 | 7 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 19 | 19 | 19 | 20 | 19 |
| ②確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| ②－① | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 152 | 157 | 158 | 163 | 164 |
| ②確保の内容 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| ②－① | 19 | 14 | 13 | 8 | 7 |

確保の内容（提供体制）

村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の保育園６園で確保します。



旧

## ●西部地区

■利用実績推移（各年度4月1日現在の利用実績）　単位（人）

| ＜2号認定＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 410 | 397 | 396 | 378 | 388 |
| | 確保の内容 | 442 | 442 | 442 | 432 | 432 |
| 実績値 | | 397 | 377 | 357 | 339 | 337 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 16 | 15 | 15 | 10 | 12 |
| | 確保の内容 | 18 | 18 | 18 | 21 | 21 |
| 実績値 | | 7 | 10 | 9 | 12 | 12 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 157 | 159 | 159 | 150 | 155 |
| | 確保の内容 | 190 | 190 | 190 | 157 | 157 |
| 実績値 | | 154 | 160 | 144 | 118 | 132 |

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| ＜2号認定＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 410 | 424 | 425 | 440 | 441 |
| ②確保の内容 | 448 | 448 | 448 | 448 | 448 |
| ②－① | 38 | 24 | 23 | 8 | 7 |

| ＜3号認定：0歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 19 | 19 | 19 | 20 | 19 |
| ②確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| ②－① | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |

| ＜3号認定：1～2歳児＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 152 | 157 | 158 | 163 | 164 |
| ②確保の内容 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| ②－① | 19 | 14 | 13 | 8 | 7 |

確保の内容（提供体制）

村中保育園、三ツ渕北保育園、三ツ渕保育園、小木保育園、藤島保育園、北里保育園の保育園６園で確保します。

新

# ４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

※令和元年度の地域子ども・子育て支援事業☆について、実績数値が未確定の箇所は「※※※」表記としています。

## （1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の見込みと確保の方策

| 事業名 | 放課後児童健全育成事業<br>（放課後児童クラブ） | 提供区域 | 小学校区 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●昼間保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業<br>●16 小学校区で実施 | | |

■利用実績推移（各年度7月1日現在の利用実績）　単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 低学年 | 1,686 | 1,630 | 1,626 | 1,605 | 1,605 |
| | | 高学年 | 562 | 542 | 539 | 536 | 532 |
| | | 合　計 | 2,248 | 2,172 | 2,165 | 2,141 | 2,137 |
| | 確保の内容 | | 2,140※ | 2,172 | 2,165 | 2,141 | 2,137 |
| 実績値 | | | 2,055 | 2,336 | 2,340 | 2,217 | 2,279 |

※平成 27 年度は 5 年生までの実施

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（通年、長期休業期間利用者を含む） | 1年生 | 480 | 470 | 455 | 435 | 414 |
| | 2年生 | 437 | 431 | 412 | 395 | 381 |
| | 3年生 | 380 | 375 | 359 | 344 | 332 |
| | 4年生 | 281 | 280 | 264 | 254 | 247 |
| | 5年生 | 174 | 174 | 165 | 159 | 151 |
| | 6年生 | 77 | 77 | 78 | 75 | 65 |
| | 合　計 | 1,829 | 1,807 | 1,733 | 1,662 | 1,590 |
| ②確保の内容 | 合　計 | 2,449 | 2,449 | 2,418 | 2,418 | 2,418 |
| | 内通年利用 | 1,652 | 1,652 | 1,652 | 1,652 | 1,652 |
| ②－① | | 620 | 642 | 685 | 756 | 828 |

※上の表「■利用実績推移」と本表の量の見込みが乖離していますが、上の表は利用登録した児童１人を利用希望日に関係なくそのまま１人として数えていることに対し、下の表は週６日開所している児童クラブを毎日利用すると登録する児童を６／６人＝１人、週５日利用すると登録する児童を５／６人と数えているためです。

確保の内容（提供体制）

学校長期休業中においては、通常使用している活動場所の他に、学校が休業であるために利用しない教室等を一時的に借用することで確保します。



旧

# ４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

※令和元年度の地域子ども・子育て支援事業☆について、実績数値が未確定の箇所は「※※※」表記としています。

## （1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の見込みと確保の方策

| 事業名 | 放課後児童健全育成事業<br>（放課後児童クラブ） | 提供区域 | 小学校区 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●昼間保護者が就労などで家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に家庭に代わる適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業<br>●16 小学校区で実施 | | |

■利用実績推移（各年度7月1日現在の利用実績）　単位（人）

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 低学年 | 1,686 | 1,630 | 1,626 | 1,605 | 1,605 |
| | | 高学年 | 562 | 542 | 539 | 536 | 532 |
| | | 合　計 | 2,248 | 2,172 | 2,165 | 2,141 | 2,137 |
| | 確保の内容 | | 2,140※ | 2,172 | 2,165 | 2,141 | 2,137 |
| 実績値 | | | 2,055 | 2,336 | 2,340 | 2,217 | 2,279 |

※平成 27 年度は 5 年生までの実施

■量の見込みと確保の内容　単位（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（通年、長期休業期間利用者を含む） | 1年生 | 480 | 470 | 455 | 435 | 414 |
| | 2年生 | 437 | 431 | 412 | 395 | 381 |
| | 3年生 | 380 | 375 | 359 | 344 | 332 |
| | 4年生 | 281 | 280 | 264 | 254 | 247 |
| | 5年生 | 174 | 174 | 165 | 159 | 151 |
| | 6年生 | 77 | 77 | 78 | 75 | 65 |
| | 合　計 | 1,829 | 1,807 | 1,733 | 1,662 | 1,590 |
| ②確保の内容 | 合　計 | 2,449 | 2,449 | 2,449 | 2,449 | 2,449 |
| | 内通年利用 | 1,652 | 1,652 | 1,652 | 1,652 | 1,652 |
| ②－① | | 620 | 642 | 716 | 787 | 859 |

※上の表「■利用実績推移」と本表の量の見込みが乖離していますが、上の表は利用登録した児童１人を利用希望日に関係なくそのまま１人として数えていることに対し、下の表は週６日開所している児童クラブを毎日利用すると登録する児童を６／６人＝１人、週５日利用すると登録する児童を５／６人と数えているためです。

確保の内容（提供体制）

学校長期休業中においては、通常使用している活動場所の他に、学校が休業であるために利用しない教室等を一時的に借用することで確保します。

新

## （2）時間外保育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 時間外保育事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●保育時間が 11 時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 178 | 178 | 174 | 290 | 320 |
| | 確保の内容 | 178 | 178 | 174 | 290 | 320 |
| 実績値 | | 290 | 258 | 331 | 290 | ※※※ |

■量の見込みと確保の内容　　単位（人）

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 348 | 360 | 373 | 386 | 400 |
| ②確保の内容 | 360 | 360 | 400 | 400 | 400 |
| ②－① | 12 | 0 | 27 | 14 | 0 |

確保の内容（提供体制）

令和２・３年度は、村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園、じょうぶし保育園、みなみ保育園、篠岡保育園、小木保育園、大山保育園、大城保育園の保育園９園で確保します。

令和４から６年度は、令和３年度の施設に一色保育園を加えることにより確保します。

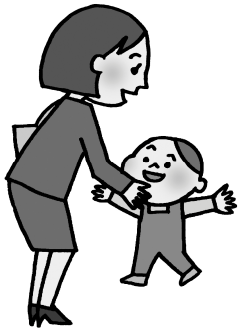



旧

## （2）時間外保育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 時間外保育事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●保育時間が 11 時間を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 178 | 178 | 174 | 290 | 320 |
| | 確保の内容 | 178 | 178 | 174 | 290 | 320 |
| 実績値 | | 290 | 258 | 331 | 290 | ※※※ |

■量の見込みと確保の内容　　単位（人）

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 348 | 360 | 373 | 386 | 400 |
| ②確保の内容 | 360 | 360 | 440 | 440 | 480 |
| ②－① | 12 | 0 | 67 | 54 | 80 |

確保の内容（提供体制）

令和２・３年度は、村中保育園、味岡保育園、レイモンド小牧保育園、じょうぶし保育園、みなみ保育園、篠岡保育園、小木保育園、大山保育園、大城保育園の保育園９園で確保します。

令和４・５年度は、令和３年度の施設に民営化園１園と新たな保育園１園を加えることにより確保します。

令和６年度は、令和５年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

新

## (3)子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込みと確保の方策

| 事業名 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業概要 | ●保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭による養育が一時的に困難になった場合、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で子どもを預かる事業<br>●竜陽園・赤ちゃんの家さくらんぼ（２歳まで）、溢愛館・子どもの家ともいき・照光愛育園（２歳以上）の合計５か所で実施 | | |

■利用実績推移　　単位(人日)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 実績値 | | 0 | 8 | 0 | 0 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位(人日)

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| ②－① | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

※単位（人日）は年間延べ人数

**確保の内容（提供体制）**

利用日数及び利用者数は、年度によって異なりますが、一定の利用ニーズがあり、今後もニーズが見込まれます。乳児院２か所（小牧市：竜陽園、犬山市：赤ちゃんの家さくらんぼ）、児童養護施設３か所（犬山市：溢愛館、一宮市：照光愛育園、こどもの家ともいき）で確保します。



旧

## (3)子育て短期支援事業(ショートステイ)の見込みと確保の方策

| 事業名 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業概要 | ●保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭による養育が一時的に困難になった場合、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で子どもを預かる事業<br>●竜陽園（２歳まで）、溢愛館（２歳以上）の２か所で実施 | | |

■利用実績推移　　単位(人日)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 |
| | 確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 実績値 | | 0 | 8 | 0 | 0 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位(人日)

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保の内容 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| ②－① | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

※単位（人日）は年間延べ人数

**確保の内容（提供体制）**

利用日数及び利用者数は、年度によって異なりますが、一定の利用ニーズがあり、今後もニーズが見込まれます。乳児院１か所（小牧市：竜陽園）、児童養護施設１か所（犬山市：溢愛館）で確保します。

新

## (5)一時預かり事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 一時預かり事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）<br>幼稚園、認定こども園（１号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施する事業<br>●一般型一時預かり事業（一時保育）<br>保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で一時保育を実施する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人日）

| 幼稚園型（在園児） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 16,466 | 16,435 | 16,005 | 16,073 | 15,837 |
| | 確保の内容 | 34,700 | 34,700 | 34,700 | 34,700 | 34,700 |
| 実績値 | | 31,103 | 33,583 | 46,000 | 49,000 | ※※※ |

| 一般型（在園児以外） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 2,176 | 2,158 | 2,117 | 2,106 | 2,073 |
| | 確保の内容 | 2,176 | 2,158 | 2,117 | 2,106 | 2,073 |
| 実績値 | | 3,122 | 3,165 | 4,109 | 4,255 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位（人日）

| 幼稚園型（在園児） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 52,542 | 51,185 | 49,828 | 48,471 | 47,114 |
| ②確保の内容 | 58,600 | 58,600 | 58,600 | 58,600 | 58,600 |
| ②－① | 6,058 | 7,415 | 8,772 | 10,129 | 11,486 |

| 一般型（在園児以外） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 4,562 | 4,724 | 4,624 | 4,789 | 4,789 |
| ②確保の内容 | 4,644 | 4,902 | 5,203 | 5,203 | 5,203 |
| ②－① | 82 | 178 | 579 | 414 | 414 |

※単位（人日）は年間延べ人数

**確保の内容（提供体制）**

幼稚園型（在園児）については、新制度未移行園８園と第一幼稚園及び、認定こども園２園で確保します。

令和５年度以降は、新制度未移行園７園と新制度移行園１園、第一幼稚園及び、認定こども園２園で確保します。

一般型（在園児以外）については、令和２・３年度は私立保育園６園で確保します。

令和４から６年度は、令和３年度の施設に一色保育園を加えることにより確保します。



旧

## (5)一時預かり事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 一時預かり事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）<br>幼稚園、認定こども園（１号認定）に通う在園児のうち希望者を対象に、教育時間終了後や長期休業中に幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施する事業<br>●一般型一時預かり事業（一時保育）<br>保護者の就労や病気等の理由で、一時的または断続的に家庭での保育が困難な未就園児を対象に、保育園で一時保育を実施する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人日）

| 幼稚園型（在園児） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 16,466 | 16,435 | 16,005 | 16,073 | 15,837 |
| | 確保の内容 | 34,700 | 34,700 | 34,700 | 34,700 | 34,700 |
| 実績値 | | 31,103 | 33,583 | 46,000 | 49,000 | ※※※ |

| 一般型（在園児以外） | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 2,176 | 2,158 | 2,117 | 2,106 | 2,073 |
| | 確保の内容 | 2,176 | 2,158 | 2,117 | 2,106 | 2,073 |
| 実績値 | | 3,122 | 3,165 | 4,109 | 4,255 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位（人日）

| 幼稚園型（在園児） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 52,542 | 51,185 | 49,828 | 48,471 | 47,114 |
| ②確保の内容 | 58,600 | 58,600 | 58,600 | 58,600 | 58,600 |
| ②－① | 6,058 | 7,415 | 8,772 | 10,129 | 11,486 |

| 一般型（在園児以外） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 4,562 | 4,724 | 4,892 | 5,066 | 5,246 |
| ②確保の内容 | 4,644 | 4,902 | 5,504 | 5,504 | 6,192 |
| ②－① | 82 | 178 | 612 | 438 | 946 |

※単位（人日）は年間延べ人数

**確保の内容（提供体制）**

幼稚園型（在園児）については、新制度未移行園８園と第一幼稚園及び、認定こども園２園で確保します。

一般型（在園児以外）については、令和２・３年度は私立保育園６園で確保します。

令和４・５年度は、令和３年度の施設に民営化園１園と新たな保育園１園を加えることにより確保します。

令和６年度は、令和５年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

新

## (6)病児・病後児保育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 病児・病後児保育事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かる事業、また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行う事業<br>●病児対応型を２か所、体調不良児対応型を４か所で実施 | | |

■利用実績推移　　単位(人日)

| ＜病児・病後児対応型＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,301 | 1,291 | 1,266 | 1,260 | 1,240 |
| | 確保の内容 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 実績値 | | 747 | 677 | 811 | 734 | ※※※ |

| ＜体調不良児対応型＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | － | 120 | 240 | 480 | 480 |
| | 確保の内容 | － | 480 | 960 | 1,920 | 1,920 |
| 実績値 | | － | － | － | 917 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位(人日)

| ＜全体＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2,990 | 2,945 | 2,959 | 2,953 | 2,972 |
| ②確保の内容 | 5,040 | 5,040 | 5,040 | 5,040 | 5,040 |
| ②－① | 2,050 | 2,095 | 2,081 | 2,087 | 2,068 |

| ＜病児・病後児対応型＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,851 | 1,665 | 1,539 | 1,536 | 1,431 |
| ②確保の内容 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 |
| ②－① | 1,269 | 1,455 | 1,581 | 1,584 | 1,689 |

| ＜体調不良児対応型＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,139 | 1,280 | 1,420 | 1,417 | 1,541 |
| ②確保の内容 | 1,920 | 1,920 | 1,920 | 1,920 | 1,920 |
| ②－① | 781 | 640 | 500 | 503 | 379 |

※単位（人日）は年間延べ人数



旧

## (6)病児・病後児保育事業の見込みと確保の方策

| 事業名 | 病児・病後児保育事業 | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●子どもが病気で、かつ保護者が家庭で保育を行うことが困難な場合に、専用施設で一時的に子どもを預かる事業、また、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応を行う事業<br>●病児対応型を２か所、体調不良児対応型を４か所で実施 | | |

■利用実績推移　　単位(人日)

| ＜病児・病後児対応型＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1,301 | 1,291 | 1,266 | 1,260 | 1,240 |
| | 確保の内容 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| 実績値 | | 747 | 677 | 811 | 734 | ※※※ |

| ＜体調不良児対応型＞ | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | － | 120 | 240 | 480 | 480 |
| | 確保の内容 | － | 480 | 960 | 1,920 | 1,920 |
| 実績値 | | － | － | － | 917 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位(人日)

| ＜全体＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 2,990 | 2,945 | 2,959 | 2,953 | 2,972 |
| ②確保の内容 | 5,040 | 5,040 | 6,000 | 6,000 | 6,480 |
| ②－① | 2,050 | 2,095 | 3,041 | 3,047 | 3,508 |

| ＜病児・病後児対応型＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,851 | 1,665 | 1,539 | 1,536 | 1,431 |
| ②確保の内容 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 | 3,120 |
| ②－① | 1,269 | 1,455 | 1,581 | 1,584 | 1,689 |

| ＜体調不良児対応型＞ | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,139 | 1,280 | 1,420 | 1,417 | 1,541 |
| ②確保の内容 | 1,920 | 1,920 | 2,880 | 2,880 | 3,360 |
| ②－① | 781 | 640 | 1,460 | 1,463 | 1,819 |

※単位（人日）は年間延べ人数

新

確保の内容（提供体制）

＜病児・病後児対応型＞

はやしこどもクリニックと小木こどもファミリークリニックの２施設で確保します。

＜体調不良児対応型＞

レイモンド小牧保育園、みなみ保育園、味岡保育園、篠岡保育園の私立保育園４園で、看護師を配置し、確保します。

## （7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の見込みと確保の方策

| 事業名 | 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人日）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 491 | 485 | 489 | 478 | 470 |
| | 確保の内容 | 491 | 485 | 489 | 478 | 470 |
| 実績値 | | 898 | 874 | 686 | 583 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位（人日）

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 696 | 682 | 667 | 648 | 635 |
| ②確保の内容 | 696 | 682 | 667 | 648 | 635 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※単位（人日）は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

就学児童の利用については、放課後児童クラブの運営時間の延長により利用者が減少傾向にあるものの、送迎以外に一定のニーズが今後もみられます。利用会員と比較して援助会員が不足しているため、援助会員の確保に努めます。



旧

確保の内容（提供体制）

＜病児・病後児対応型＞

はやしこどもクリニックと小木こどもファミリークリニックの２施設で確保します。

＜体調不良児対応型＞

令和２・３年度は、レイモンド小牧保育園、みなみ保育園、味岡保育園、篠岡保育園の私立保育園４園で、看護師を配置し、確保します。

令和４・５年度は、令和２・３年度の施設に民営化園１園と新たな保育園１園を加えることにより確保します。

令和６年度は、令和４・５年度の施設に新たな保育園１園を加えることにより確保します。

## （7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の見込みと確保の方策

| 事業名 | 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター事業） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●就学児童の放課後児童クラブへの送迎など、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介する事業 | | |

■利用実績推移　　単位（人日）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 491 | 485 | 489 | 478 | 470 |
| | 確保の内容 | 491 | 485 | 489 | 478 | 470 |
| 実績値 | | 898 | 874 | 686 | 583 | ※※※ |

※単位（人日）は年間延べ人数

■量の見込みと確保の内容　　単位（人日）

| 全体 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 696 | 682 | 667 | 648 | 635 |
| ②確保の内容 | 696 | 682 | 667 | 648 | 635 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※単位（人日）は年間延べ人数

確保の内容（提供体制）

就学児童の利用については、放課後児童クラブの運営時間の延長により利用者が減少傾向にあるものの、送迎以外に一定のニーズが今後もみられます。利用会員と比較して援助会員が不足しているため、援助会員の確保に努めます。

新

## (11)妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査事業)の見込みと確保の方策

| 事業名 | 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●妊婦と胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見により、適正な医療や保健指導等につなげ、安全で安心な出産ができる環境を整え、よりよい育児のスタートが切れるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業 | | |

■利用実績推移

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 対象人数(人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| | | 健診回数(回) | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |
| | 確保の内容 | 対象人数(人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| | | 健診回数(回) | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 |
| 実績値 | | 対象人数(人) | 1,490 | 1,488 | 1,372 | 1,295 | ※※※ |
| | | 健診回数(回) | 16,929 | 16,329 | 15,776 | 13,366 | ※※※ |

■量の見込みと確保の内容

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 対象人数（人） | 1,460 | 1,436 | 1,407 | 1,377 | 1,348 |
| | 健診回数（回） | 17,711 | 16,911 | 16,148 | 15,419 | 14,723 |
| ②確保の内容 | 対象人数（人） | 1,460 | 1,436 | 1,407 | 1,377 | 1,348 |
| | 健診回数（回） | 17,711 | 16,911 | 16,148 | 15,419 | 14,723 |
| ②－① | 対象人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 健診回数（回） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容（提供体制）

妊娠届出時に親子健康手帳☆を交付するとともに愛知県内の産婦人科で使用できる妊婦健康診査受診票を 14 回分（多胎妊婦は５回追加）、子宮頸がん検査受診票１枚を交付し、県外の医療機関で使用した場合は償還払いできる体制を確保します。



旧

## (11)妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査事業)の見込みと確保の方策

| 事業名 | 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業） | 提供区域 | 市全域 |
|---|---|---|---|
| 事業内容 | ●妊婦と胎児の健康の保持増進及び異常の早期発見により、適正な医療や保健指導等につなげ、安全で安心な出産ができる環境を整え、よりよい育児のスタートが切れるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業 | | |

■利用実績推移

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 対象人数(人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| | | 健診回数(回) | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |
| | 確保の内容 | 対象人数(人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| | | 健診回数(回) | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 | 22,500 |
| 実績値 | | 対象人数(人) | 1,490 | 1,488 | 1,372 | 1,295 | ※※※ |
| | | 健診回数(回) | 16,929 | 16,329 | 15,776 | 13,366 | ※※※ |

■量の見込みと確保の内容

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 対象人数（人） | 1,460 | 1,436 | 1,407 | 1,377 | 1,348 |
| | 健診回数（回） | 17,711 | 16,911 | 16,148 | 15,419 | 14,723 |
| ②確保の内容 | 対象人数（人） | 1,460 | 1,436 | 1,407 | 1,377 | 1,348 |
| | 健診回数（回） | 17,711 | 16,911 | 16,148 | 15,419 | 14,723 |
| ②－① | 対象人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 健診回数（回） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

確保の内容（提供体制）

妊娠届出時に親子健康手帳☆を交付するとともに愛知県内の産婦人科で使用できる妊婦健康診査受診票を 14 回分、子宮頸がん検査受診票１枚を交付し、県外の医療機関で使用した場合は償還払いできる体制を確保します。

新

第２期小牧市子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

発行：小牧市
編集：小牧市　こども未来部　こども政策課
〒485-8650　　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
ＴＥＬ：0568-76-1129　ＦＡＸ：0568-72-2340

令和２年３月（令和５年３月改訂）

旧

第２期小牧市子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

発行：小牧市
編集：小牧市　こども未来部　こども政策課
〒485-8650　　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
ＴＥＬ：0568-76-1129　ＦＡＸ：0568-72-2340

令和２年３月